

令和6年度「青森県・黒石市」連携融資制度

黒石市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、予算の範囲内で信用保証料の補助を行います。

◆1. 黒石市内で創業する方(スタートアップ創出枠)

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2 (1) ①に該当する融資を受けた方のうち、市内で新たに事業を開始しようとする方、又は市内で事業を開始して5年に満たない方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内(据置き1年以内)
- ◎補助内容 県による信用保証料の補給後の信用保証料を全額補助
(ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額及び0.2%上乗せ分は補助対象外)

◆2. 黒石市内で創業する方(創業枠)

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2 (1) ②に該当する融資を受けた方のうち、市内で新たに事業を開始しようとする方、又は市内で事業を開始して5年に満たない方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内(据置き1年以内)
- ◎補助内容 県による信用保証料の補給後の信用保証料を全額補助
(ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外)

◆3. 法令等に基づく認定又は国や県等による補助金の採択を受けた事業に取り組む方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2 (3) に該当する融資を受けた方のうち、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内(据置き1年以内)
- ◎補助内容 県による信用保証料の補給後の信用保証料を全額補助
(ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外)

◆4. 新商品開発・新分野進出を図る取組を行う方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2 (4) ①に該当する融資を受けた方のうち、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内(据置き1年以内)
- ◎補助内容 県による信用保証料の補給後の信用保証料を全額補助
(ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外)

◆5. 賃金引上げに資する取組を行う方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2 (4) ⑤に該当する融資を受けた方のうち、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の補給後の信用保証料を全額補助
（ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外）

◆6. 物流の2024年問題の解決への取組を行う方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2 (4) ⑥に該当する融資を受けた方のうち、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の補給後の信用保証料を全額補助
（ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外）

◆7. 事業承継に取り組む方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2 (5) ④に該当する融資を受けた方のうち、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の補給後の信用保証料を全額補助
（ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外）

◆8. 一般的な事業資金を必要としている方

- ◎対象者 青森県事業活動応援資金融資制度要綱 2 (1) 事業活動枠に該当する融資を受けた方のうち、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 2,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補助内容 信用保証料の70%を補助
（ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外）

<お問い合わせ先>

○信用保証料補助に関すること… 黒石市商工課商工振興係 電話 0172-52-2111 (代)

○青森県特別保証融資制度に関すること… 青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間7年（うち据置期間1年以内（事業活動応援資金「事業活動枠」については融資額2,000万円融資期間10年（据置期間2年以内））」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間7年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 黒石市内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が黒石市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（市税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）が必要となりますので、事前に電話等でご確認ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫